

特別支援教育科目の修得のみにより新教育領域を追加する場合（施行規則第7条第3項）

特別支援学校 一種免許状(領域追加)の所要資格

1 必要とする免許状

東京都教育委員会が発行した特別支援学校又は盲・ろう・養護学校教諭免許状のうち何れかの一種免許状

2 (1) 必要単位数（追加する新教育領域の二種免許状（所要資格も含む。）が**無い**場合）

科目名				単位	
特別支援教育に関する科目	第二欄	特別支援教育領域に関する科目 ※1 ※2 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の「 心理、生理、病理 」に関する科目： <u>1単位以上</u> 、 「 教育課程、指導法 」に関する科目： <u>2単位以上</u> を修得	視・聴・知・肢・病のうち追加の定めを受けようとする領域について修得すること。	視	8
				聴	8
				知	4
				肢	4
				病	4

2 (2) 必要単位数（追加する新教育領域の二種免許状（所要資格も含む。）が**ある**場合）

科目名				単位	
特別支援教育に関する科目	第二欄	特別支援教育領域に関する科目 ※1 ※2 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の「 教育課程、指導法 」に関する科目： <u>1単位以上</u> を修得	視・聴・知・肢・病のうち追加の定めを受けようとする領域について修得すること。	聴	4
				聴	4
				知	2
				肢	2
				病	2

- ※1：教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。
- ※2：知的障害者に関する教育の領域における教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

3 単位修得機関

特別支援教育に関する科目の単位は、特別支援学校のそれぞれ取得しようとする領域について認定課程のある大学の学部学科（文部科学省から認定を受けた課程）で修得してください。免許法認定講習、免許法認定公開講座及び免許法認定通信教育等における修得単位は使用することができません。

例) 施行規則第7条第3項による領域の追加の場合、東京都免許法認定講習等での修得単位は使用できません。

なお、必要科目の単位を修得できるように、大学等から履修指導を受けてください。